

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱

巢山古墳は、奈良盆地の西部、馬見丘陵の中央部に位置する馬見古墳群中で最大の古墳時代中期初頭に築造された前方後円墳であり、文化財保護法成立当初に特別史跡に指定されている。

日本の文化財保護法制の特徴のひとつは、文化財を2段階で指定・保護する。有形文化財で重要なものは重要文化財に指定され、そのうち「たぐいない国民の宝たるもの」が国宝に指定される。同様に、遺跡のうち重要なものが史跡に指定され、そのうち「学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの」が特別史跡に指定される。史跡は現在、全国で1,917件あり、そのうち65件が特別史跡に指定されている。(令和7年10月1日現在)

文化財保護法制定当初、昭和27年3月29日には全国で26件が特別史跡に指定されている。奈良県では山田寺跡、本薬師寺跡、平城宮跡、文殊院西古墳、巢山古墳、石舞台古墳、藤原宮跡が指定されている。特別史跡に指定されている古墳群に含まれる前方後円墳には、和歌山県岩橋千塚古墳の天王塚古墳、將軍塚古墳、知事塚古墳、大日山35号墳や宮崎県の西都原古墳群に女狭穂塚古墳(陵墓参考地)等があるが、単独の前方後円墳として指定されているのは福岡県王塚古墳と巢山古墳だけで、周濠、外堤が築造当時の姿を残すのは唯一巢山古墳のみである。この古墳が築かれた古墳時代中期初頭の中では全国有数の大型前方後円墳である。墳丘の遺存状況も良好で、三段に築成されていることが確認できる。出島状遺構や喪船を出土した古墳として、陵墓として管理されていない大王墓級の大型前方後円墳としての存在は大変貴重である。

唯一無二ともいえる価値を有する特別史跡巢山古墳は、周濠を除き公有化され、全域が文化財保護用地として保存活用が可能な地である。また既に明治時代の絵図(「大和国古墳墓取調書」)の姿がそのまま現在まで残されており、外堤と水を湛えた周濠に囲まれた墳丘には大小の樹木が生い茂り周囲の農地等の景観に溶け込んでいる。また隣接して奈良県営馬見丘陵公園があり公園内には巢山古墳とともに馬見古墳群を構成する古墳が保存されている。また竹取物語にちなんだ讚岐神社や竹取公園も近接している。

このように特別史跡指定古墳の中で周濠、外堤が築造当時の姿を唯一残す古墳として、保存を第一義として後世に良好な姿で引き継ぐことが最優先される。また古墳の特徴・価値を活かしながら、隣接する馬見丘陵公園等関連する施設と一体となって活用を図ることで、地域の歴史教育やまた郷土環境学習、憩いの空間等として利用を図るものとする。

墳丘・周濠・外堤が完存する貴重な大型前方後円墳の 特徴を活かした保存活用

地域と共にある古墳としての保存活用

- 地域の誇りや財産として、地域住民と協働し、古墳を愛してもらえる活動を促進する。
- また、その活動を通じて 地域住民をはじめとして人々のつながりを構築し、価値の共有化を図っていく。

第2節 基本方針

特別史跡巢山古墳の保存活用の基本方針を以下のように設定する。

- ① 特別史跡指定され、高い価値を有する巢山古墳の価値を確実に保存し後世に継承する。
- ② 巢山古墳は墳丘形態が良好に遺存していることから、保存を第一にイベント開催時等以外は一般の来訪者の立入を制限する。そのため外堤を視点場として墳丘形態等が理解できるような条件を整える。
- ③ 保存管理の徹底を図るために、維持管理に重点を置いて現在の良好な環境の維持や必要に応じた改良を図る。
- ④ 現状の巢山古墳の姿（樹林に囲まれた墳丘、水を湛えた周濠等）を基本として維持し、遺構に影響の恐れある場合は状況に応じた改善策を講じる。
- ⑤ 現状の巢山古墳の姿を活かしながら、学校教育、社会教育、まちづくり等に活用する。現地での見学はもとより、これまでの調査等で得られた巢山古墳に関する情報を様々なツールで発信しその価値の周知、理解に努める。
- ⑥ 価値の解明や活用に資するために各種調査が必要な場合は、計画的に実施する。
- ⑦ 遺構の保存のための整備はもとより、現況を活かした活用のための必要な整備を図る。
- ⑧ 大規模古墳の保存活用のために、隣接する県立公園や町内関連各課、関連施設、町民等活動団体との協力連携を図る。

第7章 保存（保存管理）

第1節 保存（保存管理）の課題

1. 地区区分と地区の概要

史跡指定地は古墳の構造や土地利用、所有状況から、墳丘、周濠、外堤に区分できる。これら3つの地区ごとに保存（保存管理）について述べるものとする。

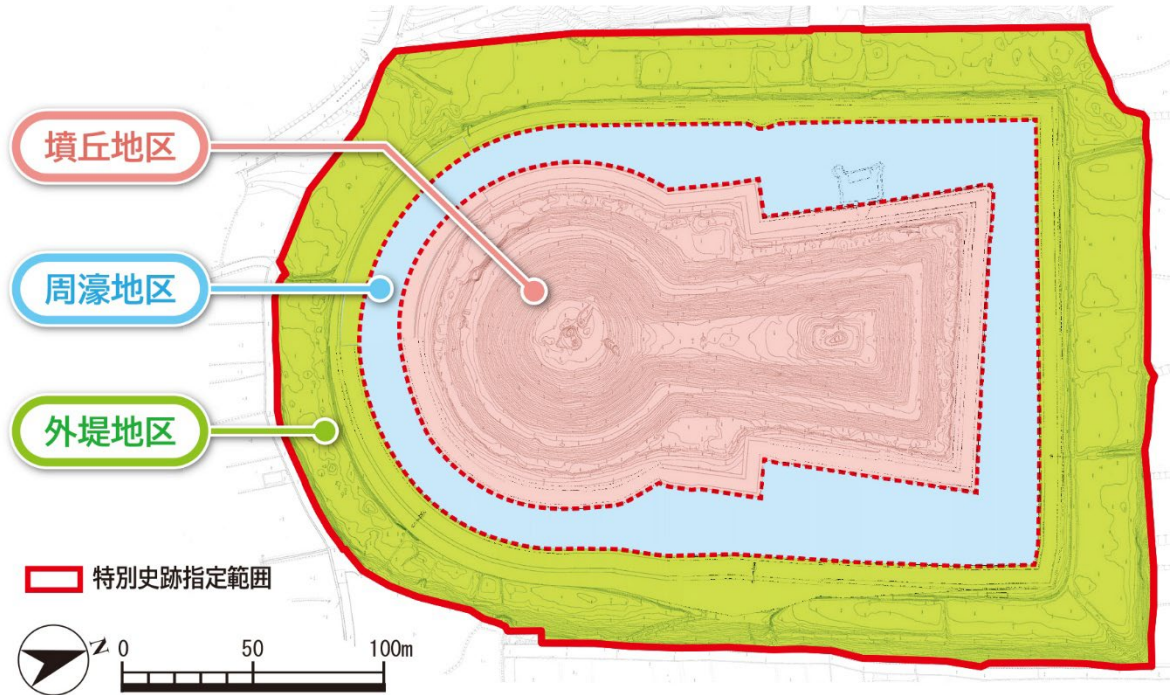


図7-1 地区区分図

地区名	地区の概要
墳丘地区 (所有：町有地)	<p>○東向きの傾斜(地形)を利用して構築された三段築成の前方後円墳。平成9年(1997)度の測量図から墳丘形態をみると、墳丘第二段および第三段の斜面は等高線が蛇行している。土砂の流出や腐葉土の堆積、樹木の生長による影響を受け、細部をみると墳丘斜面が変形していることがよくわかる。ただし、史跡の指定理由にもなっているように、全体的には遺構は良好に残っているといえる。</p> <p>○墳丘一段目裾部の侵食の保存対策として平成12年(2000)度から発掘調査と護岸整備を計画的に進め、令和3年(2021)に護岸整備が完了した。墳丘裾部以外の発掘調査はこれまで行われていない。主体部は盗掘されており大正12年の実測調査時は後円部に2基ある石室の一部が確認され、前方部にも小石室があるとされている。課題であった盗掘孔の陥没部は令和5年度に埋戻しを行った。埋戻しに際して竪穴式石室の壁面や天井石の一部、割竹形木棺の粘土床を確認したが、未発掘のため詳細は不明である。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○墳丘上には巨木化したクスノキをはじめとする広葉樹やスギやヒノキといった針葉樹が多くみられる。令和5年(2023)度に遺構保存や遺構の顕在化のため、倒木の恐れのあるクスノキ7本を伐採した。 ○墳丘内の草刈りは主に墳丘第一段テラスと護岸整備した上部を対象に、1～2ヶ月毎に行っている（広陵古文化会に委託）。 ○課題であった旧民家のコンクリート井戸枠等工作物と、後円部の第1段テラスに点々と置かれていた浚渫土は令和4年(2022)度に撤去した。 ○墳丘は基本的に一般の立入を想定していないことから、階段等通路の整備はなされていない。 ○令和6年(2024)度に老朽化及び周濠護岸整備に伴い撤去した旧橋跡に、墳丘の維持管理等のための管理用橋（仮設）を設置している。通常は人止め柵で立入規制している。
<p>周濠地区 （所有：民有地）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○墳丘を巡る盾形の周濠で満々と水を湛えている。長らく灌漑用溜池として利用されており、吉野川分水の給水口、樋門、余水吐といった用水管理施設が設置されている。護岸整備にともない貯水面積が狭くなることから、貯水量を維持するため濠底に堆積していた土砂を撤去した。 ○周濠部の護岸整備に伴い築堤が設置されていたが、令和6年(2024)度までに撤去し、現在は墳丘を巡る水面景観が復活している。 ○周濠底は護岸整備に伴い浚渫しているが、遺構面はさらにその下層（約1m下）にあり現状保存されている。また西側前方部中央から検出された出島状遺構は現在は遺構保護工（盛り土、不織布、栗石等）によって保存されている。
<p>外堤地区 （所有：町有地）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成元年度に追加指定され、その後の公有化までは農地や宅地に利用されていた。 ○周濠に沿って外堤を巡ることができる。墳丘地区と同様に外堤裾の侵食の保存対策として平成12年(2000)度から発掘調査と護岸整備を計画的に進め、令和3年(2021)度に護岸整備が完了した。 ○南西隅で県道132号河合・大和高田線と接している。北面および西面で県営馬見丘陵公園に面していることから、公園側の高所に巢山古墳を眺望できる視点場を設けている。 ○樹木はクヌギ、コナラ等の落葉樹が多い。南西部分にはサクラが生育している。南側は竹藪となり、北側の両端と東側は樹林地が残り、周濠を挟んで墳丘と一体的な風致景観を形成している。西側は馬見丘陵公園との高低差があるものの、ひらけた土地が続いている。 ○周濠浚渫に伴い、浚渫残土を外堤に仮置きしているが、令和7年(2025)度に処分が完了する。 ○外底部の草刈りは、斜面部の北側、東側、南側と範囲を区切り年3回に分けて実施している（シルバー人材センターに委託）。

2. 地区別の保存（保存管理）の課題

ここでは保存管理の課題を特別史跡の構成要素別に検討する（第5章第3節）。

（1）墳丘地区

< A墳丘形態 >

- 墳丘形態は細部に等高線の歪みがあるが全体的には残りが良いといえる。この中で、明瞭な削平箇所等として、後円部頂上の北側縁辺部の土砂が流出した痕跡（下図位置図、公有化以前にあった家屋の背面の墳丘斜面があげられる。

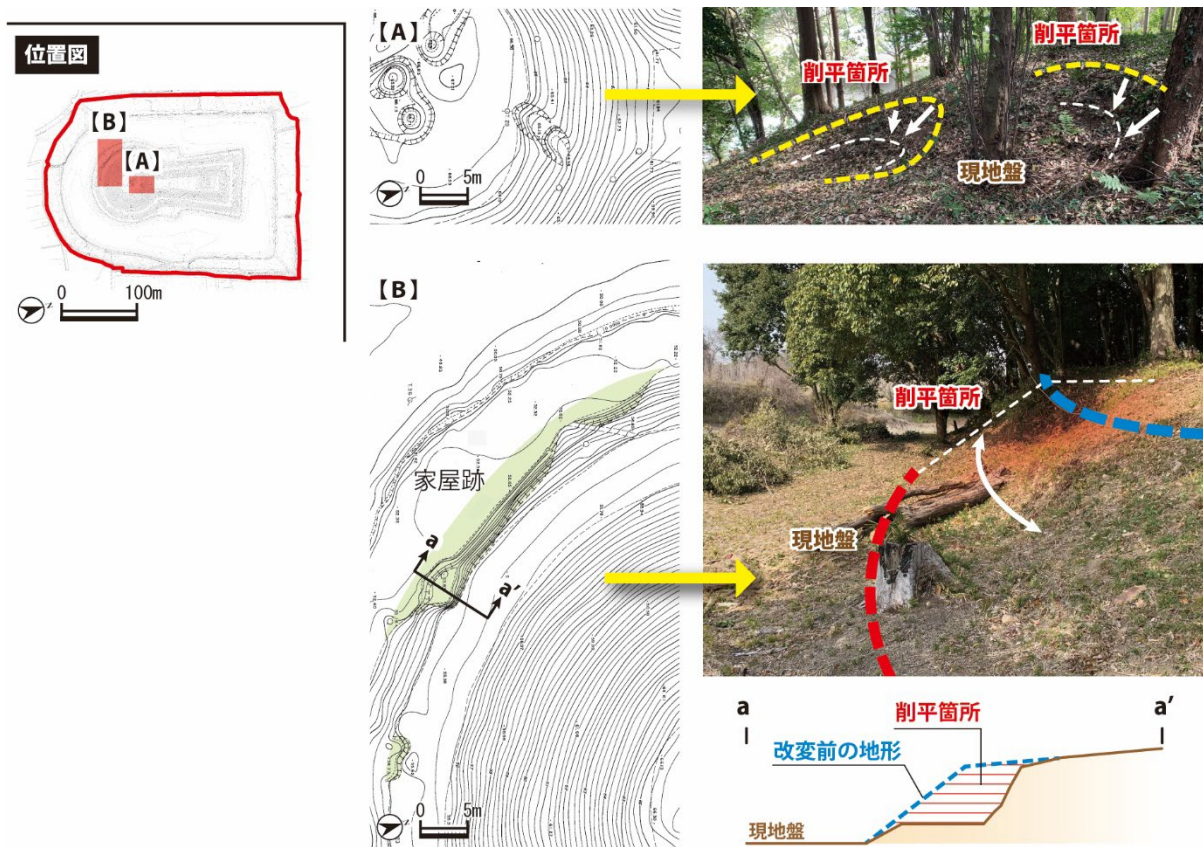


図7-2 後円部の地形改変箇所

< B-2その他の諸要素：墳丘上に生育する樹木 >

- 現在墳丘上には1,000本以上の樹木が生育しており、中には成長が早く巨木化し根を深く伸長させるクスノキや、スギ・ヒノキといった植栽木もみられる。
- 樹種では常緑広葉樹が最も多く、これらが繁茂する箇所では年間を通して墳丘形態を落葉期の樹木のように枝越しに墳丘形態を確認することは出来ない。特に後円部南側斜面、前方部西側斜面は常緑広葉樹が密生状態しており、健全な成育環境にないといえる。
- 樹木が枝葉を広げ林床に十分な日照が届かないことで、耐陰性のある地被植物の生育環境が整い表土の流出防止に寄与している面や、雑草等下草類が生えにくいという管理上の利点はある。一方、密生箇所では個体間の競争が激化し、軟弱徒長木となり風雨で倒木しやすくなるなど遺構への影響も懸念される。
- これら墳丘の樹木については、遺構の保存、墳丘景観の維持、植生の生育環境の点から適正な取り扱い方法を検討する必要がある。



図7-3 墳丘二段目および三段目を覆う多数の樹木

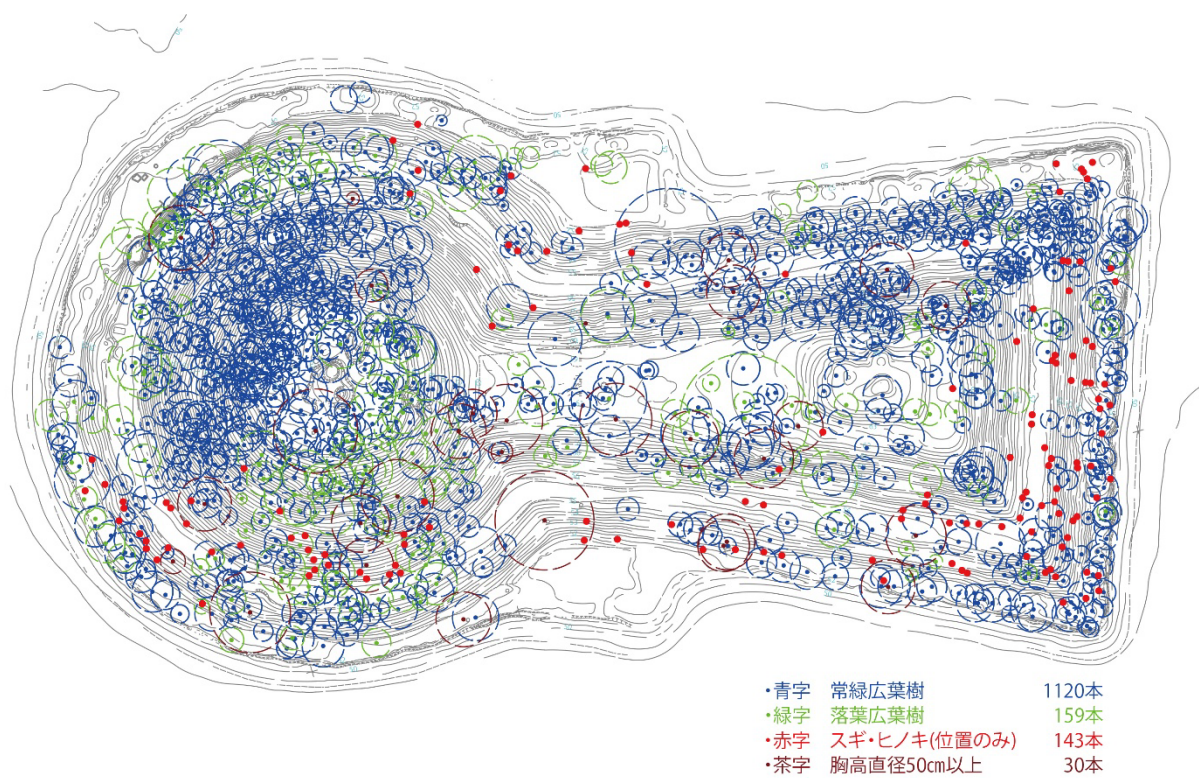


図7-4 墳丘上の樹木の枝張り状況

(本数はH16年度調査時で小径木含む、R5年度クスノキ伐採後の状況)

（2）周濠地区

周濠地区の遺構面は周濠泥土の下にあり現状維持されていることから、B-1史跡の保護に資する諸要素に区分した、B-1-2史跡の保存活用に関する諸要素に含まれる葦石等斜面保護のため整備した遺構保護施設と、B-1-1周濠を満たす水景観に関する要素の保存（保存管理）について述べる。

<B-1-2史跡の保存活用関連施設：遺構保存施設>

○令和3年(2021)度に周濠両側の斜面葦石等遺構面の保存整備工事が完了し、周濠底の堆積土を浚渫したことから水位はその分下がっている。これに合わせて既存の樋門と余水吐の改修を行っている。周濠斜面部は下部はフトンカゴで固定し、上部は盛り土（表面は固化または植栽）としているが、雨水が盛り土部分まで浸水する場合があります、盛り土部分の洗掘や植栽が枯れる恐れがあり、水利権者との調整が必要である。

○護岸整備が一応の完成をみたことから、今後はフトンカゴ等整備施設のモニタリングに応じた適切な維持管理が必要である。

<B-1-1灌漑用溜池として>

○現在の周濠の水位レベルは古墳築造時点よりかなり高く、水深が深くなっている（出島状遺構は現在の水面より約1.25m下）が、歴史的に灌漑用水として利用されてきたことから今後も現在の水景観（水位）を維持することとなる。水量確保のための吉野川分水給水施設や樋門等今後も維持する必要がある。



図7-5 外堤側の護岸に設置したフトンカゴと上部の植栽

<利水以外の水面の保存活用>

○農業用水としての利水機能だけでなく、周濠の水面域の多面的機能についても検討する必要がある。

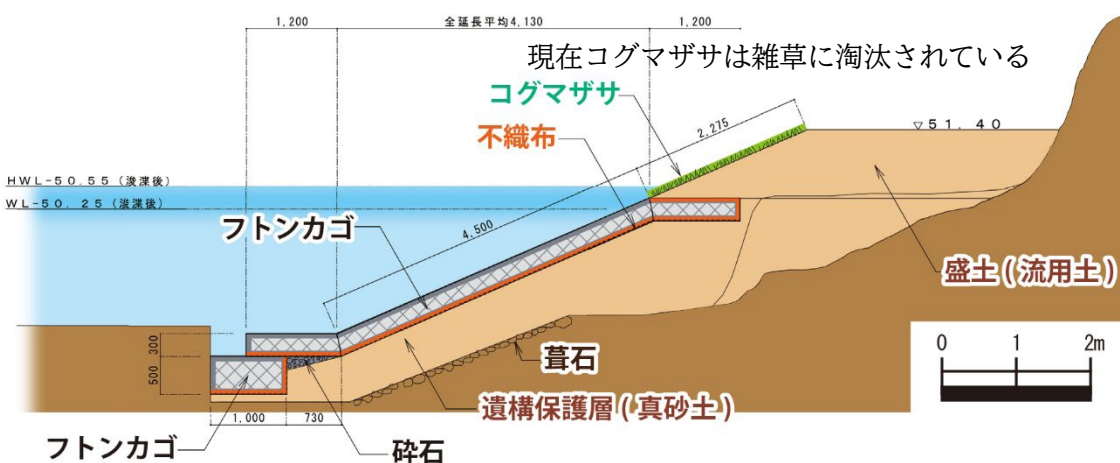


図7-6 外堤側の護岸に設置したフトンカゴと上部の盛り土・植栽概要図（現在斜面上部のコグマザサは雑草に淘汰されている）

（3）外堤地区

< A外堤形態・範囲 >

- 護岸整備した周濠側斜面以外は外堤（平坦部）は一部調査しただけで、埴輪等の存在も不明である。基本的には地山を削り出して造成し、上部に周濠掘削により発生した土を積んでいるとみられる。今後掘削を伴い整備を実施する際は、遺構面に影響が無いか確認する必要がある。

< B-1-2史跡の保存活用関連施設 >

- 保存施設として、昭和2年(1927)の史跡指定の2年後に設置された史跡標識が外堤の周濠側に南北2基ある。約100年前に設置された文化財保護関連施設として文化財的価値も視野に入れ、顕彰方法を検討する必要がある。北側の標識は雑草に覆われ埋没状態にある。
- 管理施設としては、県道に面したジャバラゲートがあるが、老朽化しており外堤の整備にあわせて再整備が必要である。

< B-2その他の諸要素：樹木 >

- 外堤には植栽木も含めて400本余りの樹木が生育しているが、クズに覆われ光合成や成長が妨げられていることもあって、特に後円部西側の周濠側にあるサクラは樹勢が衰えているものが多い。またその北側にも樹木が連なっており、外堤側からの墳丘の眺望を阻害している。

3. 墳丘地区・外堤地区共通の課題

< 敷地の維持管理 >

- 現在は整備中のため非公開であるが、今後公開するにあたって、草刈り等維持管理の徹底が必要である。現在は外堤の周濠側に雑草、雑木が生い茂り、特にクズが樹木に大きく覆い被さっている状況が見受けられる。
- 草刈りは現在委託しているが、委託内容の見直し等を検討する必要がある。

< 保存管理施設 >

- 史跡標識は設置されている（特別史跡標識ではない）が、史跡の説明板や史跡境界を示す境界標は無い。

< 害虫等対策 >

- 墳丘や外堤の管理に際して、マムシやスズメバチの発生・棲息が報告され、草刈り範囲が規制されるなど、管理上も問題となっている。

第2節 保存（保存管理）の基本方針

特別史跡巢山古墳の保存（保存管理）の基本方針と、地区別保存（保存管理）方針を以下のように設定する。

<保存（保存管理）の基本方針>

- 巢山古墳の特徴を活かした保存を図る

現在まで良好に保存継承された姿（景観）を維持することを基本として、そのために必要な保存管理を行う。

- 本質的要素を構成する墳丘の保存管理を徹底するため、原則として墳丘への立入を規制する

史跡としての巢山古墳の価値を保存・継承するために、墳丘、周濠、外堤を構成する主たる要素の価値が減ることがないように、草刈りを始めとする日常の維持管理、点検を徹底し軽微なき損等に対しては応急に対応するなど維持管理の範囲で遺構等の保存に努める。

- 特別史跡指定地であることの周知、管理に必要な施設を設置する

史跡説明板、指定範囲を明示する境界標を設置するとともに、約100年経過する史跡標識（昭和4年1月建立）の顕彰碑の保存に努める。

<地区別保存方針>

地区	保存（保存管理）方針
墳丘地区	●墳丘形態の維持に努め、墳丘の保存に密接に関係する樹林を良好な状態で維持するために樹木管理を徹底する。
周濠地区	●所有・管理者と協力・連携し、現在の水環境の維持に努める。
外堤地区	●現在の周濠・墳丘の周囲を遮ることなく一望できる状況を維持するため、円滑な回遊環境の維持と、樹木や下草類の管理を徹底する。

第3節 保存（保存管理）の方法

1. 地区別保存（保存管理）の方法

（1）墳丘地区

< A墳丘形態 >

○削平されてから少なくとも50年以上が経過しているが、これまでに崩落が生じていないことから、現状としては安定していると判断できる。しかし、近年頻発する集中豪雨や台風の大型化などにより文化財が被災するケースをよく目にすることから、管理者である広陵町による巡回や草刈り等の管理作業の際に、墳丘の保存状況に問題が生じていないか絶えず確認していく。崩落の危険性が高いと判断させる場合は、遮水シートによる応急復旧を講じるとともに、盛土等により安定化を図る。

< B-2その他の諸要素：墳丘上に生育する樹木 >

- 墳丘上に生育する樹木や地被類は、雨水による表土の流出防止に役立っていることから、今後も存置していく。ただし、根の伸長により遺構の保存に影響を及ぼしているものは伐採する。
- 平成16年(2004)度を実施した毎木調査は樹木現況の把握の調査であったが、約20年経過しており、灌木類、下草類を含めて植物の現況把握調査を実施する。調査では樹木の衰退度の調査も行い今後の取り扱いの判断基準とする。なお、測量調査では3Dレーザー等による立体的な樹木の配置状況の把握も検討する。
- 樹木現況把握調査とともに、今後の墳丘樹木の取り扱いを定めた樹木管理計画等を策定する。その際、成長が早く巨樹化するクスノキ、植栽木とみられるスギ・ヒノキ等については伐採も視野に入れて取り扱い方法を定める。
- 枯れ枝、古木、傾斜木等危険木等はその内容によって維持の措置または現状変更として伐採、剪定を行う。

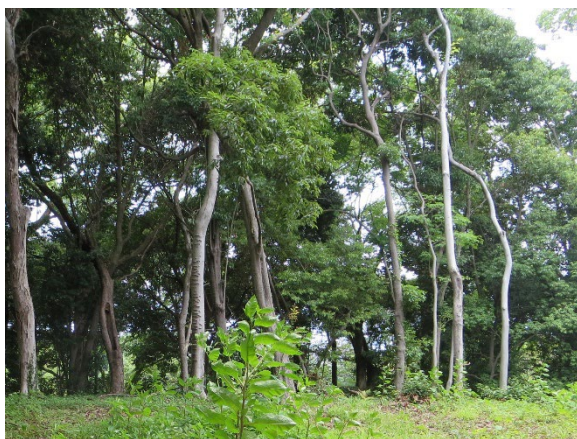


図7-7 樹木が密集して間延びして成長した樹木



図7-8 傾斜している樹木

表7-1 樹木の衰退度調査項目の例

測定項目	評価基準					評点
	0	1	2	3	4	
樹勢	旺盛な生育状態を示し、被害が全く見られない	幾分影響をうけているが、あまり目立たない	異常が明らかに認められる	生育状態が劣悪で、回復の見込みが少ない	ほとんど枯死	
樹形	自然樹形を保っている	若干の乱れはあるが、自然樹形に近い	自然樹形の崩壊がかなり進んでいる	自然樹形がほぼ崩壊し、奇形化している	ほとんど完全に崩壊	
梢や上枝の先端の枯損	なし	少しあるが、あまり目立たない	かなり多い	著しく多い	梢端が欠損	
大枝・幹の損傷	なし	少しあるが、回復している	かなり目立つ	著しく目立つ大きな切断がある	大枝・幹の上半分が欠けている	
樹皮の状態	傷などほとんどなし	穿孔・傷が少しあるが、あまり目立たない	樹皮に明らかに異常がある	おおきな空洞・剥がれがある	樹皮の大部分が枯死	
衰退度＝各項目の評価値合計÷評価項目数＝						0
衰退区分	I	II	III	IV	V	
	0.8未満	0.8～1.6未満	1.6～2.4未満	2.4～3.2未満	3.2以上	
	良	やや不良	不良	著しく不良	枯死寸前	

「地上調査に基づく樹木活力指標」(科学技術庁資源調査会、1972年)及び「地上部の衰退度判定票」(一般財団法人日本緑化センター、閲覧2023年2月)を一部変更して作成した。
https://www.jpgreen.or.jp/kyoukyu_jyohou/gijyutsu/j_shindan/shindan03.html

(2) 周濠地区

<B-1-1周濠景観として>

○これまでの護岸整備により濠底に堆積した泥土の除去が完了している。築造当時に比べて水位が上昇しているものの、当面は灌漑用溜池として利用していくことから、ため池の維持管理に必要な施設を兼ね備えた上で必要な水量を確保する。また、水面に映り込む墳丘の倒景は、巢山古墳において象徴的な景観であり、周辺からの土砂流入防止や滞水防止等の水質改善により風致景観を維持する。

<B-1-2史跡の保存活用関連施設：遺構保存施設>

○保存整備工事は完了しており、今後は施設の維持管理に努める。
 ○フトンカゴについては湛水中での約30年程度の耐用年数が設定されている。当面は沈下及び損傷等の変状や水中部の状況等を定期的に把握することにより、機能維持を図る。

<B-1-1灌漑用溜池として>

○歴史的に灌漑用水として利用されてきたことから今後も現在の水景観（水位）を維持することとなる。水量確保のための吉野川分水給水施設や樋門等今後も維持する必要がある。
 ○フトンカゴ上部の盛り土部分は基本的には滞水状況を想定した仕様ではないため、水利権者の理解と協力を得てハイウォーターレベルを上回らないよう水位の調節を行う。

<利水以外の水面の保存活用>

- 計画対象地に降った雨水を積極的に濠へ流入させるなど、滞水状態を避けることで水質浄化を図る。
- 自然環境の保全のため、水生動植物の調査等により現状を把握し、地域の環境学習等の教材等に利用する。

(3) 外堤地区

< A外堤形態・範囲 >

- 整備等に伴い必要に応じて事前に遺構レベルを確認し、遺構に影響が無いよう配慮する。
- 西側裾部の把握等により遺跡の範囲の確定に努める。

< B-2史跡の保存活用関連施設 >

- 昭和4年(1929)1月建立記銘がある史跡標識は、文化財保護行政の歴史的記念物として保存するとともに、標識への取り付きを改善し、解説板等による顕彰を図る。

< Cその他の諸要素：樹木 >

- 外堤の樹木は樹勢が衰えているもの、外堤から墳丘・周濠の眺望を妨げるもの、隣接する馬見丘陵公園の視点場から眺望を妨げているものは、伐採・剪定等を行う（整備）。その上で、適切な樹木管理で一定の状況を維持する。

2. 墳丘地区・外堤地区共通の保存（保存管理）の方法

<敷地の維持管理>

- 今後整備後の公開にあたっては、基本的に外堤からの見学が基本となるため、見学空間・墳丘等遺構の視点場としての条件を整え、良好な見学環境の創出と維持を図る。
- 史跡の景観の維持・向上や安全性の基本となる清掃・草刈り等の維持管理を徹底する。特に水際の草刈り、実生木等の除去等を定期的実施する。
- 外堤地区は現在の草刈り・除草頻度では雑草を十分制御できてないことから、範囲・方法を再検討し史跡の美観の維持に努める。
- 管理用ゲート・柵などの管理用施設を適宜設置する。
- 令和5年(2023)度の墳頂部盗掘孔の埋戻しに伴う調査で、大正期の盗掘の後に時期は不明であるが再盗掘されていたことが確認されている。これら墳頂部や造り出しなど墳丘一体の未調査箇所については、特に遺物採取等不法行為が行われないよう管理、見回りを徹底する。

<保存管理施設>

- 適地に史跡の価値や指定範囲等を示した史跡説明板を設置するとともに、指定範囲を明示する境界標の設置も検討する。

<植生管理のための病害虫等対策>

- 植生管理を円滑に行うために、病害虫や人的被害の恐れのある生物は駆除する。

3. 防災の方法

広陵町では広陵町地域防災計画（令和5年3月改正）を策定しており、この中で巢山古墳にかかわる防災対象として、「文化財災害応急対策計画」「ため池災害予防計画」があげられる。これらの内容のうち巢山古墳に関連する項目をとりあげる。

また、巢山古墳の周濠が農業用ため池（アシ池）として利用されているが、アシ池は、決壊した場合に人的被害又は農地・農業用施設への被害を及ぼすおそれのあるものとして、「特定農業用ため池」⁽¹⁾、及び「防災重点農業用ため池」⁽²⁾に指定されている。防災重点農業用ため池については奈良県が奈良県防災重点農業用ため池に係わる防災工事等推進計画を策定（令和6年3月29日）している。本計画では奈良県内の防災工事等を実施する事前段階として、劣化状況評価と地震・豪雨耐性評価を実施することとしており、これら評価により防災工事を計画的に実施する⁽³⁾こととなっている。アシ池は令和4年(2022)度に事業の一環として耐震性調査を実施し、レベル1の判定を得ている。なお堤体そのものは文化財であることから、防災対策と文化財保護の上から関係機関で協議・調整を行う必要がある。

註1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）に基づき都道府県知事が指定

註2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）に基づき都道府県知事が指定

註3 レベル1の判定：地震動（施設の使用期間中に1～2度発生する確率が高い地震動）で決壊に至らないよう施設の健全性が維持・確保できている

（1）文化財災害応急対策

文化財の応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目標とする。応急措置の方法は、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。

町は、復旧について、将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

第1 災害状況の把握

1 所有者又は管理者

指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに町を通して、県へ報告する。

第2 被害状況の調査と応急措置

1 町

町は、直ちに係員を現地に派遣し、被害の状況の把握に努め、その結果を県に報告する。町は、現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講ずるよう指導する。ただし、応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施した内容を報告する。

第3 復旧対策

下の「文化財災害応急処置」（巢山古墳該当項目を編集）により、被害状況の結果をもとに、文化庁の指導のもとに、町は所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。

災害別	種別	応急対策
風水害 震災等全般	1. 物理的な損傷	被害状況を写真等で記録する。
	2. 水損	状況に応じ県の指示に従う

第4 大規模災害における応急対策

町は、町内において、大規模な災害が発生し、町・県の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県もしくは町（又は町教育委員会）は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等への応援を要請する。

（2）ため池災害予防計画

周濠の水は、アシ池として灌漑用溜池として利用されている。アシ池を含めて広陵町のため池は75か所（広陵町地域防災計画より）あるが、堤防等の改修事業はほぼ完了している。

町は、引き続きため池の実態把握を行うとともに、管理者に対するため池の維持管理指導に努め、必要な整備事業の実施が図られるよう関係機関に要望していくようにする。

1 ため池整備事業の実施

町は、老朽化等による堤、遮水性、樋管等の整備を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について必要な措置を行う。

2 ため池の防災・減災対策の実施

（1）ため池防災対策等推進事業の実施

堤高10m以上または貯水量10万 m^3 以上のため池のほか、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」とし、これに位置づけられたため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等、ため池防災対策等推進事業を進める。

（2）防災減災対策の啓発・普及活動の実施

町は、県の協力のもと、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、ハザードマップの作成・公表・周知や緊急連絡体制の整備を行うとともに、管理者等に対して、ため池パトロールを通して日常の管理・点検実施の指導を行う[※]。

※巢山古墳指定内のアシ池については、ハザードマップの周知等を行い、所有者・水利権者と協力してパトロール、点検等に努めるものとする。

3 ため池の防災管理についての知識の普及

町は、ため池の管理者に防災管理についての関心を高め、地域の防災性の向上に努める。

（3）ため池ハザードマップ

上記（2）ため池災害予防計画では、防災重点ため池についてはハザードマップの作成等防災推進を進めるとしている。広陵町ではアシ池をはじめとして18箇所の防災重点ため池が指定されている。これらについてハザードマップを作成し、町のホームページで公表している。このアシ池が史跡に含まれる巢山古墳においても、注意・周知サイン等を設置するなど、地域住民への情報提供に努める必要がある。

アシ池の諸元

堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量(千 m^3)
5.1	830	43.47

第4節 現状変更等の取り扱い基準

1. 現状変更等の根拠法令

「文化財保護法」（以下「法」という）第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。「現状を変更」する行為とは、史跡の現状に物理的変更を加える行為をいい、「保存に影響を及ぼす行為」とは、現状に物理的な変更を及ぼすものでないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為をいう。

なお、現状変更行為のうち軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項第1号、奈良県事務処理条例の特例に関する条例（平成12年3月奈良県条例第34号）の一部改正（平成24年12月奈良県条例第22号）の規定に基づき、広陵町教育委員会がその事務を行う。

また、法第125条第1項のただし書きに、現状変更等の許可不要行為として「維持の措置」「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」としている（(4)参照）。「維持の措置」の範囲は「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条（以下「規則第4条」という）に定められている。

なお、史跡の滅失、き損が発生した場合には文化庁長官に「き損届」（法第33条準用）を提出し、応急かつ緊急的に復旧工事を行う必要がある場合には、「復旧届」（法127条）を提出する必要がある。この際原状復旧以外に改善等の行為を行った場合は現状変更等の対象となる。

2. 現状変更等の取り扱い基準

（1）現状変更等の取り扱いの基本方針

史跡に関わる現状変更等については、史跡の保存活用に関連する行為以外の現状変更等は、原則として認めないものとする。ただし、周濠部は民有地で灌漑用溜池として利用されていることから、水利権の及ぶ範囲で灌漑用水機能の維持のために必要な行為については、史跡の保存に悪影響のないものに限り、現状変更等の許可申請の対象とする。

現状変更等にあたっては、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないこと、周濠の良好な水景観に調和したものとする。

地下遺構の存在が想定される箇所では、広陵町教育委員会による事前の発掘調査等を実施し、その結果によっては計画の変更等もありうる。

（2）現状変更等の許可申請の範囲

史跡指定地における現状変更等の許可申請の対象となる具体的な行為は、以下のものとする。

ア. 整備や学術調査のために必要な発掘調査等の行為

○遺構の内容や保存状況、遺構面のレベル等の把握のための発掘調査等。

○調査に際しては、遺構・遺構面の保存を前提として必要最小限の範囲に留めるものとする。

イ. 史跡の保存活用上必要な行為

○以下の行為については、史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為で、整備については本計画書で示した整備の方向性・方法に沿ったものとし、施設の設置に際しては、必要最小限の規模で、史跡景観に調和したものとする。

- 史跡の本質的価値を構成する枢要な要素、史跡の保護に資する諸要素の復旧（保存環境の改善や修復等）
- 史跡の保存管理及び整備活用上必要な施設（保存施設・便益施設・解説施設・広場・園路・管理施設・防災施設等）の整備・改修・撤去。保存整備のための土地の掘削・切り土・盛り土
- ウ. 灌漑用水施設の改修・付け替え等に係わる行為
 - 樋門及び関連施設、余水吐及び関連施設、吉野川分水給水施設等既存施設の改修・移設・撤去等
- エ. 木竹の伐採・植栽
 - 史跡の保存活用、各種調査、灌漑用水施設改修等に伴い必要な木竹等の伐採・植栽等
- オ. 保存に影響を及ぼす行為
 - 保存に影響を及ぼす行為については、墳丘調査のための機材設置、墳丘部への大人数の立入、周濠水位の過度の変動行為等が想定される。行為の影響の可否については、事前に広陵町教育委員会とその内容について協議した上で、許可対象行為か否かを判断する。
- カ. 行事等に伴う簡易な仮設工作物の設置
 - イベント等に際してのテント・のぼり・看板等の設置

（3）現状変更等許可の申請を要する行為のうち広陵町教育委員会が行う事務

法125条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち、巢山古墳で想定される以下の軽微な行為については、法施行令第5条第4項第1号、奈良県事務処理条例の特例に関する条例に基づき、文化庁長官の権限に属する事務は広陵町教育委員会が行う。

ア. 小規模建築物の新築、増築又は改築⁽¹⁾

階数二以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積120㎡以下のもので、2年以内の期間を限って設置されるもの。増築又は改築にあたっては、増築又は改築後の建築面積が120㎡以下

イ. 小規模工作物の設置又は改修⁽²⁾

改修又は除却にあたっては、設置の日から50年を経過していない工作物に限る。

ウ. 史跡の管理に必要な施設の設置又は改修

法第115条第1項に規定する標識・説明板・境界標・囲い等の設置又は改修。

エ. 電柱・電線・ガス管・水管・下水道管その他これらに類する工作物の改修等⁽³⁾

「その他これらに類する工作物」には、側溝や集水枡等を含む。改修に伴う土地の掘削・切り土・盛り土等土地の形状の変更は、従前の掘削範囲内に収まるものとする。

オ. 木竹の伐採

下記（4）現状変更等の許可不要行為に該当しない木竹の伐採。

註1 本史跡では整備工事等に際してのプレハブ倉庫・事務所等簡易な建築物の設置

註2 本史跡ではイベント等に伴う仮設のテントなどの簡易な工作物の設置。

註3 本史跡では小規模な埋設管の改修で地下遺構に影響を及ぼさないもの。

（４）現状変更等の許可不要行為

法第125条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可不要とされている。巢山古墳における許可不要行為をあげる。

ア．維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条（以下、「規則第4条」という）に維持の措置の範囲として以下の1～3号が定められている。

- （1号） 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく史跡等の原状に復するとき。
- （2号） 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- （3号） 史跡の一部がき損し、または衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

<維持の措置の例>

- 降雨や凍結等で小規模な土砂の流出や凹凸が発生した地表面の埋め戻し・地ならし等による原状復旧
- 雨水の集中等によって路面の流失やこれに伴う水みち等が発生し、史跡外の低地へ大量の雨水や土砂等が流出するのを防ぐための土のう等の設置
- 樹木の病害虫による罹災箇所の病巣部等を含めた周辺部の切除による被害拡大防止措置

イ．非常災害のための必要な応急措置

地震・風水害・火災等の災害時に史跡の管理者が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置。火災発生時の消火活動に関連する行為

<応急措置の例>

- 土のう等による土砂流出・流入防止策等による遺構のき損等の防止措置
- 土のう、土留め柵、人止め柵等の安全対策
- 倒壊工作物・土砂・倒木等の除去

ウ．保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

<史跡の管理者、土地所有者・水利権者等が行う維持管理行為>

- 史跡の本質的価値を構成する諸要素や活用施設、敷地一体の清掃、除草、史跡の見回り等の土地に係わる維持管理行為
- 史跡整備地の樹木の枯枝・枯死木・危険木の除去、樹木の剪定等（ただし伐根を伴わないもの）
- 水利権者が行うため池（周濠の水）の管理行為（ただし水位調節についてはHWL以下の水位で行うもの）

第8章 活用

第1節 活用の課題

1.文化財のまちづくりへの活用：社会教育、学校教育等

○広陵町の社会教育施設としての広陵町文化財保存センターには、巢山古墳の出島状遺構から出土した埴輪等や、文代山古墳から出土した埴輪等も一部展示しているが、施設そのものの規模が限られており十分な資料展示が出来ない状況である。また広陵中央公民館等でも遺物を展示（再整備に伴い現在閉鎖中）するなど、広陵町が多く有する歴史資料等の展示収蔵規模そのものが不足している。「広陵町の文化芸術推進基本計画」（令和4年度）では、歴史資料を常時展示し、周知活動できるような歴史資料館の必要性を謳っているが、「歴史資源の周知活用と常時展示出来る場」の整備は長期的取組となっており、当面は既存施設や関連施設等を活用せざるを得ない状況である。



図8-1 広陵町文化財保存センター：限られた展示空間で遺物等収蔵機能は無い

2. 巢山古墳の公開・活用

- 史跡指定地は現在整備中のため公開しておらず、関連施設（前掲）やソフトでの公開活用を実施しているが、整備後に公開するのは外堤のみで、墳丘部は原則非公開とする予定である。広陵町では文化財の公開活用の一環として、通常非公開寺院、古墳等の見学受け付けを行っており、国史跡^{ぼくや}牧野古墳は春・秋に期間を限って公開し、広陵町文化財ガイドの会が案内している。巢山古墳の墳丘部についても文化財の公開という点で、保存を前提とした公開方法も検討する必要がある。
- 現在墳丘・外堤に棲息が確認されているマムシやスズメバチについては、公開に際して被害が発生しないよう駆除等が必要である。

- デジタルアーカイブ構築事業で巣山古墳出土の埴輪の3Dデジタルデータ化を行っているが、広陵町HPから直接アクセスしにくく、巣山古墳3D案内サイトは文字情報のみで内容が直感的に理解できる表現になっていない。また、文化財関連のアプリ等はない。貴重な情報について、公開方法の工夫が必要である。

文化財に関する三次元データ公開

更新日：2019年4月26日 ID:3149

広陵町教育委員会事務局文化財保存課では、多くの方々に広陵町の歴史や文化財に興味をもっていただくため、文化財に関する三次元データの公開を進めています。

公開している三次元データは、特別史跡「巣山古墳」から出土した遺物です。

三次元データは、以下のリンクから、お手持ちのスマートフォンやタブレット、パソコン等からご覧いただけます。

- 三次元データはデータ量が大きいので、通信環境や通信料にご注意ください。
- お使いの端末ではバージョンによっては正しく表示されないことがありますので、あらかじめご了承ください。

三次元データ公開用サイト

広陵町教育委員会事務局文化財保存課

- [Sketchfabの公開先アカウント](#) (別ウィンドウで開く) はこちら。
- 一覧画像から興味のあるデータを選択すると、その三次元データをご覧いただけます。

図8-2 広陵町HPの巣山古墳3D案内サイト

3. 観光・地域振興への活用、地域連携の取組

- 河合町から始まった、対象の古墳等を撮影して、御墳印を集めるという周辺4町（河合町、広陵町、王寺町、上牧町）による『御墳印帖』プロジェクトについては、各町のホームページで案内・紹介しているが、広陵町では該当サイトがなく、広報が十分とはいえない。

図8-3 上牧町HPの『ほっかつ御墳印』案内サイト

- 文化財関連の住民等の組織である、広陵町文化財ガイド（ボランティア）、広陵古文化会からは巣山古墳の測量調査や維持管理等様々な協力を得ているが、高齢化やそれに伴うガイド不足といった課題がある。

第2節 活用の基本方針

特別史跡巢山古墳の活用の基本方針以下のように設定する。

● 巢山古墳の特徴を活かした活用を図る

巢山古墳は現状保存を主眼とした保存整備を行ってきたことから、今後の活用にあたっては学術的価値のみならず自然や景観等により、巢山古墳が多面的に理解できるよう、これまでの保存の歴史や、築造時の姿、出土遺物等、現地で観察する以外にも様々な情報を提供する。

● 巢山古墳の活用により郷土愛の醸成、文化財の保存・活用への興味を育む

巢山古墳を通じて地域に対する郷土愛の醸成、文化財の保存・活用へのきっかけ作りに向けて、住民や各種団体と連携を図りながら、巢山古墳の本質的価値を構成する要素をはじめとした町内に残る文化財、またそれらを取り巻く自然環境や景観の中で、体験や学習ができるような機会や空間の確保・充実に取り組む。

● 教育分野、専門機関、地域住民との協働・連携により巢山古墳を活用した地域おこしに取り組む

主に学校教育や生涯学習において、巢山古墳をはじめとする町内の文化財の活用を進める。また、関係機関や学識経験者と連携し、巢山古墳の調査研究及びその成果の公開活用に努める。そしてその調査研究の成果や史跡整備の状況を踏まえて、史跡の保存管理を行いつつ、行政と地域住民、各主団体の協働・連携によって、巢山古墳を活かした地域おこしの取り組みを行う。

● 巢山古墳周辺の古墳等文化財のネットワークによる相互活用を図る

広陵町域だけではなく、北葛城郡をはじめとした広域的な広がりの中で、文化財を通じたネットワークの構築や強化を図っていく。活用に関する取り組みについては、広陵町・河合町・上牧町・川西町・香芝市・大和高田市を含めた広域圏でのシンポジウム、馬見古墳群ウォーク、スタンプラリー等が考えられる。

● 巢山古墳の活用に資する情報の発信に努める

学習や見学の利便性の向上に資する情報提供や、活用への取り組みの発信等、巢山古墳の活用に関する情報について、インターネット等各種情報媒体を用いて適切かつ効果的な情報発信に努める。

第3節 活用の方法

1. 文化財のまちづくりへの活用：社会教育、学校教育等

<学校教育>

- 町内の小・中学校において、築山古墳を体験的に学習する機会の確保・充実に努めながら、地域の歴史文化を学び、郷土を深く知って愛する心を育てる。
- 具体的には古墳の現地見学や、出土遺物を実際に触れて学ぶ出前授業など、見て触れて体感してもらう活用が実施できるよう検討を行う。
- 現在実施している小学生対象の副読本に加えて、中学生を対象とした地域の歴史学習の教材シート等の開発・導入も検討する（図8-4参照）。

<生涯学習（社会教育）>

- 住民の生涯学習への利用、また町外からの見学者が歴史資料に触れる機会を設けるため、歴史資料を常時展示し、周知活動できるような歴史資料館の整備の検討を含めた、出土遺物の公開・活用についての取り組みを行う。
- 築山古墳の整備・公開にあわせて、講演会やワークショップ等を開催し、周知に努める。

2. 築山古墳の公開・活用

<墳丘の限定公開>

- 管理者や研究者以外の墳丘への立入は原則非公開とするが、文化財の価値を理解してもらうための限定的措置として公開を検討する。公開にあたっては安全に見学できる時期や人数、対象等を限定する。

<情報発信の充実>

- 築山古墳の保存活用の基本は現在の良好な墳丘、周濠、外堤を保存継承することにあることから、特に墳丘形態については往時の姿が理解しにくいいため、現地の説明板及びソフトの整備による情報発信の充実も図る。
- これまでの約20年におよぶ発掘調査成果の情報（データ及び遺物等）を周知するために、必要な施設の活用やソフトでの情報発信を行う。
- 特に既存の資料等の有効活用のために、町のホームページで築山古墳等の文化財に関する情報を検索しやすく、また興味もてるような内容・構成・デザインを検討する。将来的には築山古墳の出土埴輪の3Dデータの蓄積、発展によるデジタルミュージアム等の構築も検討する。

<公開に際しての見学上の安全対策>

- 墳丘・外堤に棲息が確認されているマムシやスズメバチについては、公開に際して人的被害が発生しないよう駆除を徹底する。

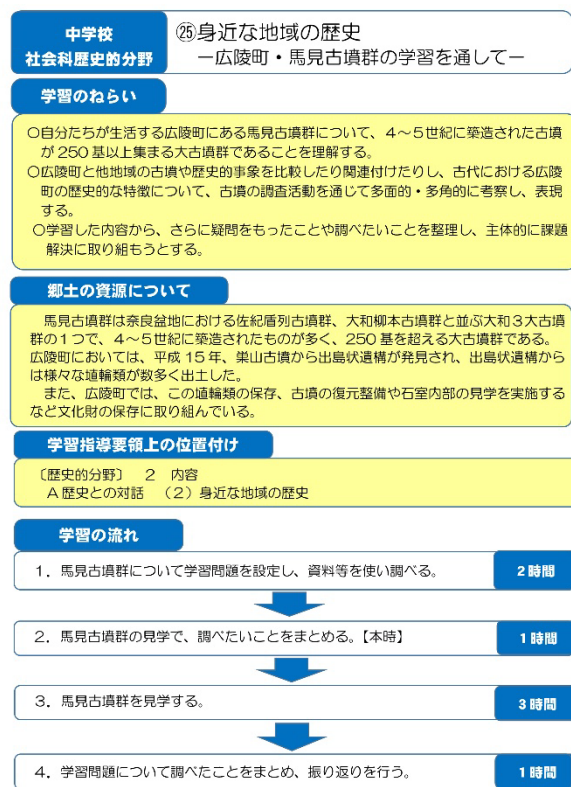


図8-4 奈良県の「郷土学習の手引き」で中学校の学習プランの1つに取り上げられている馬見古墳群を教材にした身近な地域の歴史学習

（奈良県教育委員会事務局学校教育課「郷土学習の手引～再発見！私たちの郷土奈良の魅力～」2018）

3. 観光・地域振興への活用、地域連携の取組

< 巢山古墳を活かした観光・地域おこし >

- 地域住民や町内の子どもを対象に、これまで実施してきた講座や講演会、広陵町文化財ガイドの会主催のウォーキングイベントに加え、馬見丘陵公園主催のチューリップフェア、フラワーフェスタの古墳巡りのコースに、巢山古墳を加えるなど巢山古墳の公開に合わせた取り組みを公園と共同で行う。
- 限定的な巢山古墳の墳丘立ち入り等の歴史体験の開催を図る。こうした取り組みについては、SNS等を利用した町内外への情報発信を積極的に図り、町外からの参加も受け入れを推進していく。

- 現在町内で実施している広陵町文化財ガイドの会による観光ボランティアや、御墳印プロジェクトを継続するとともに、町内へ観光客が来訪してもらえるような企画や運営体制の整備に取り組む。

< 地域住民との連携 >

- 文化財関連の住民等の組織である、広陵町文化財ガイド（ボランティア）、広陵古文化会への、ガイド育成等の支援を行い、連携を継続する。

< 大学等高等教育機関・研究機関との連携 >

- 大学等の高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、巢山古墳の調査・研究を継続的に進めるとともに、その成果を公開し、学校教育や生涯学習、さらには観光・地域おこしに活用する。

< 周辺地域との連携 >

- 広陵町と、馬見丘陵周辺の自治体（河合町・王寺町・上牧町・大和高田市・香芝市）との地域連携により、展示公開、講演会、見学会等のイベントを実施するなど、巢山古墳と関連する遺跡や公共施設とのネットワークを構築することで、相互に史跡の利用促進と地域活性化を図る。

- 馬見古墳群は複数の市町にまたがる遺跡であり、現在の“ほっかつ（北葛城）御墳印”のさらなる活用や、関連市町が連携した古墳等文化財めぐりルートの設定や、「馬見古墳群探索ナビ」等見学者の利便性向上や情報収集に資するアプリの開発を検討する。

< 史跡解説パンフレット等のデジタル化 >

- 巢山古墳や馬見古墳群等のパンフレットを作成しているが、手軽に活用できるようこれら紙媒体のデジタル化を図る。



図8-5 ウォーキングイベント



百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議 大原組・徳信・羽鳥野村・福井市町
〒593-8355 大原自治体立正区南原1-14-16 大原町埋蔵文化財課
電話 06-6213-5192 / ファックス 06-6213-5376 / メールアドレス info@mozu-furuichi.jp

世界遺産 百舌鳥・古市古墳群
Mozu-Furuichi Kofun Group

図8-6 百舌鳥・古市古墳群世界遺産ナビ
スタンプラリーには御墳印（全49種類）もある

第9章 調査

第1節 調査の課題

<発掘調査の課題>

- 平成12年(2000)度から令和5年(2023)度まで発掘調査を実施したが、これら調査は周濠護岸等保存のための調査であった。
- 表示整備等遺構の整備のための調査は実施しておらず、調査箇所以外の外堤、墳丘第1段テラス以上の詳細は不明である。
- 平成11年度から令和5年度までの間に行った発掘調査の成果は未発表である。

<その他の調査の課題>

- これまで行った調査は、地形測量、毎木調査(墳丘部、外堤部)、アシ池の耐震性調査(ため池防災対策調査計画事業)、墳頂部の地中レーダー探査を実施した。
- 地形測量調査は古墳の周濠部の保存整備以前の実施(平成9年度)したもので、整備後の正確な測量図は無い。
- 公有化に際して過去に境界確定調査を実施したが、現在では当時の杭の所在が不明で、境界表示施設がないため境界が明らかでない。
- 毎木調査は立木の位置をプロットしたもので、樹木の樹勢等を調査した資料は無い。草本類の調査も未実施である。
- 水と緑豊かな自然環境を有する地として、植生調査や広大な水辺に集まる鳥類などといった自然環境調査は実施していない。
- 周濠(アシ池)は、「特定農業用ため池」、及び「防災重点農業用ため池」に指定されている(第7章 第3節 3. 防災の方法 参照)ことから、遺構の保存と防災の観点から今後の必要な対応のための調査を検討する必要がある。

第2節 調査の基本方針

特別史跡巢山古墳の調査の基本方針以下のように設定する。

- 巢山古墳の保存のために必要な調査を実施し調査成果を保存活用に反映する
墳丘部についてはほとんど未調査のため、遺構の残存状況の調査や、現存木や実生木の成長による遺構への影響といった、遺構の保存のための調査を必要に応じて実施する。
- 巢山古墳の実態をより詳細に明らかにするための調査を実施する
周濠部を中心とするこれまでの調査成果によって多くの知見が得られたが、これら調査成果に加えて、未解明の墳丘部分(造り出し含む)等の調査を必要に応じて実施し、巢山古墳の遺構の全容の解明を図る。
- 巢山古墳が有する様々な価値を有効に活用するため、必要な調査を実施する
巢山古墳は基本的には現状維持を基本としており、また墳丘内部への通常の立入見学は想定していない。このため、来訪者が外堤を回りながら、水景観や墳丘の樹林等の自然環境についての情報を得られるよう必要な調査(水鳥・昆虫・水生生物)を実施する。

第3節 調査の方法

<最新測量調査>

○境界確定も兼ねた最新の測量図を作成する。調査方法は航空レーザー測量等高精度の測量方法も検討する。

<樹木管理計画立案のための樹木診断調査等>

○墳丘部等既存樹木の樹勢や密度等による生育環境を診断するための植生状況把握調査を実施する。成果をもって、次段階の樹木管理計画を立案する。調査方法は三次元計測等による樹木の立体的な状況把握も検討する。

<自然環境評価・解明のための調査>

○周濠を有する大規模前方後円墳について、自然環境の把握の観点から必要な調査（鳥類等含む動植物調査）を実施する。

<防災関連調査>

○周濠部の水面（アシ池）は「特定農業用ため池」、及び「防災重点農業用ため池」に指定されている（第7章 第3節 3. 防災の方法 参照）。文化財の保存に十分配慮して、防災関連の調査を必要に応じて実施する。

<遺構確認調査>

○保存のために必要な措置を検討するための調査や、古墳の実態解明のための発掘調査を必要に応じて実施する。

<調査成果のとりまとめと活用>

○これまでの発掘調査成果をとりまとめた発掘調査報告書を作成・発行するとともに、今後実施する調査の成果の周知を図るとともに、保存管理や活用に反映する。



図9-1 航空レーザー測量による佐紀陵山古墳傾斜領図
(村瀬陸「佐紀古墳群航空レーザー測量調査速報成果資料集」2023より)

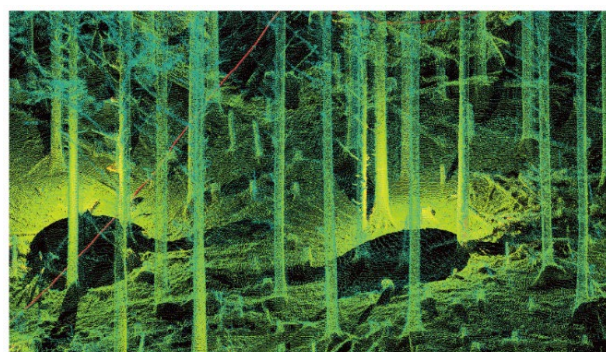


図9-2 レーザースキャナーによる三次元計測
(「地上型レーザースキャナーとUAVによる新しい森林調査」国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所2020より)

第10章 整備

第1節 整備の課題

1. 保存整備工事の経過

以下に示すように、平成14年(2002)度から着手した保存のための整備は令和7年(2025)度に完了する予定である。工事の大半は侵食されていた墳丘・外堤斜面の保護工事で、遺構面に保護盛り土を行った上でその上部にフトンカゴを設置し、水位の変動等に対応するものである。

表10-1 これまでの整備の経過

年度	工事の概要・経過
平成14～18年度	<ul style="list-style-type: none"> ○周濠内に堆積する泥土は深さ2 m以上あり、築造当初の景観に近づけるため、平成14～16年度に深さ1 m分を浚渫する工事を実施した。 ○平成17・18年度は墳丘部の護岸工事、築堤工事を行った。平成18年度は出島状遺構の保護工を実施した。
平成19年度～ 平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年度から平成30年度はフトンカゴ(下部に多段タイプ・張タイプ)を設置。外堤の護岸整備はフトンカゴの上部に不織布を付設し、墳丘護岸とは区別するため水際の植生を促した。 ○既設整備フトンカゴ上部に盛り土し、コグマザサを植栽した。 ○平成19年度は周濠内の泥土を浚渫したことにより周濠水位が下がり、農業用水の取口レベルも下げる必要が生じたため、樋管の改修工事を行った。また、外堤北側の素掘り水路への排水レベルの兼ね合いで、改修工事を行った。 ○この間築堤の設置や付け替え、浚渫を実施
令和元年度～3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○この間の護岸工事は、葺石等遺構面を現状のまま保存するため上部のみ工事を実施。このためフトンカゴを従来の下部に多段タイプ・張タイプから、上部に多段タイプのみ設置した。令和3年度に護岸工事(フトンカゴ)は完了。
令和4年度～7 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○フトンカゴ上部の盛り土(R6・7)、法面植栽(R7) ○樹木伐採(R5墳丘部、R7外堤部) ○築堤撤去、撤去した土砂の処分(R4～R7) ○令和4年度に外堤南側の余水吐部分の既存水路の改修、床版設置

2. 整備の課題

(1) 既存工事箇所の課題

<護岸工法の変更>

前項で記載したように、護岸保護工であるフトンカゴを下部は多段タイプ、上部は張タイプとし、水面上に見える部分は張タイプの傾斜護岸としていたが、令和元年度から残りの区間は多段タイプとしている。これは、委員会の指導で、周濠の水面下の遺構を面的に発掘調査した事例は他に無いため、一部については将来の発掘調査に委ねることとし現状保存してそのままの形で残すことになったことによる。このため、整備は既存整備レベルにあわせて上部のみの整備となり、施工範囲で工法的に可能な多段タイプを採用した。



図10-1 フトンカゴによる護岸整備箇所が張タイプ（右側）から多段タイプ（左側）に変更された

工事区間の変更箇所や多段タイプのフトンカゴの部分は他の区間に比べて人工的な景観となり、一般の見学者には護岸と遺構の違い等を認識することが難しい状況となっている。

<その他の保存のための整備>

令和4・5年(2022・2023)度に、墳丘第一段テラスの堆積土（浚渫土）の撤去、墳頂部主体部の盗掘孔の保存（盛り土等）、主体部等に深く根を張っていたクスノキの伐採を行った程度で、墳丘斜面等の修復は行っていない。

(2) 活用のための整備

平成13年度(2001)に作成した整備基本設計にて、計画対象範囲における活用を含めた全体整備方針を設定し、平成14年度から墳丘裾および外堤裾における本格的な遺構保存整備を開始した。当初、平成19年度までに遺構保存を完了させ、園路やサイン、植栽等を平成21年度までに整備する8か年の事業計画としていた。しかし、年度毎の事業費削減や発掘調査範囲の拡大等の影響により、遺構保存に関連する整備工事が令和7年度(2025)までかかる見通しで、活用を目的とした整備が進んでいない状況にある。令和3年(2021)度に、巢山古墳の史跡公園としての供用開始に向けて活用整備事業の拠りどころとなるものとして「特別史跡巢山古墳保存整備基本計画」を策定した。

<整備基本計画の立案>

現在は、整備基本計画をもとに、事業の実施に取り組んでいるところである。

< 整備の課題・整備の必要性 >

整備基本計画で整備の必要性・課題としてあげられている項目をまとめると以下の通りである

表10-2 整備の課題・整備の必要性

項目	課題、整備の必要性等
活用整備 供用開始にあたって必要な公開 活用関連施設	<p>○史跡公園の供用を開始するにあたって、解説板や園路、管理施設等の諸施設が必要となる。とりわけ公園までのアクセスとして大多数の来訪者が車を利用すると考えられ、駐車場は不可欠といえる。</p> <p>○また、外堤を1周すると1km近くになることから、ベンチやアズマヤだけでなく便所も適所に必要となる。</p>
墳丘部の樹木等	○全体的に樹木が繁茂しており、現状では墳丘の規模や形状を理解することは難しい。
外堤部の樹木等	○西側外堤を中心に樹木が茂っており外堤からの墳丘への眺望が遮られており、一部は樹勢が弱っているものもみられる。
ガイダンス施設 出土遺物の展示・ 収蔵施設	<p>○巢山古墳は遺構の現状保存を基本としているため、特別史跡としての価値を十分理解してもらうための解説施設（機能）が必要である。</p> <p>○第4次広陵町総合計画では、重点プロジェクトのひとつとして「歴史ロマンのまちづくりプロジェクト」の主要施策に「巢山古墳の整備」とともに、「歴史資料館」の整備があげられていたが、現在は保留されている。巢山古墳では現地の遺構と密接に関連する重要な遺物が出土しているが、これらを十分に展示・公開する施設が無い状態である。</p>
周辺施設との連携（「広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画」）	<p>○巢山古墳は、国特別史跡に指定されている重要な観光資源であり、馬見丘陵公園や竹取公園との連携強化が必要とされている。</p> <p>○馬見丘陵公園等からのアプローチ</p> <p>○巢山古墳周辺の視点場確保</p> <p>○南側エントランス部の広場整備（馬見丘陵公園入口との一体化）</p>

第2節 整備の基本方針

令和3年(2021)3月に作成した「特別史跡巢山古墳整備基本計画」の考え方を継承・一部整理し、保存活用の基本方針を以下のように整理する。

- 築造当時の形態が良く保存されている特徴を活かした整備を図る

巢山古墳は、墳丘形態が良好に遺存していることから、現状から築造当時の姿を想起することができる。また、水面に浮かぶ緑の墳丘は、歴史と自然が融合した景観を形成している。そのため、遺構保存に適切な環境の維持・改善に主眼をおいた整備を行う。

- 出島状遺構等特徴的な遺構を周知するための整備を図る

発掘調査で検出した出島状遺構は、護岸整備にともない覆土保存したことから、来訪者がオリジナルを目にすることができない。遺構の検出場所や出土状況、遺構の内容等が現地でも理解できるような解説施設を設け、巢山古墳が有する価値を顕在化する。また、施設整備に限らずデジタルコンテンツを活用して、巢山古墳の魅力や特徴、発掘調査成果をホームページやSNSにより広く発信する。

- 保存と活用のバランスを考慮した整備を図る

墳丘部は外堤からの見学を基本として、見学者が安全に回遊できるよう、円滑な動線や休憩施設、転落防止柵等防災施設を整備するとともに、視点場となる外堤部から墳丘の眺望を妨げる樹木等は剪定、伐採等を行う。

墳丘部は遺構の保存を第一に考え、イベント開催時を除いて一般来訪者の立ち入りを制限する。墳丘部分の公開(立ち入り)は、研究者や文化財の価値を理解する特別に許可を得たものに限り、安全に見学可能な時期とする。

墳丘部の樹木は現状維持を基本に、遺構の保存や樹木の健全な生育環境を妨げる場合は剪定・伐採等を行う。

- 来訪者の安全性・利便性などの確保を図る

史跡公園の公開にあたって来訪者を限定せず、できるだけ多くの人々に巢山古墳が有する価値に触れてもらう。そのためにも施設のバリアフリー化や安心・安全に見学してもらう環境づくりに努める。

- 県営馬見丘陵公園や竹取公園、周辺地域の関連文化財等との有機的な連携を図る

奈良県の理解と協力を得て隣接する県営馬見丘陵公園や竹取公園と施設の一体利用を図る。周辺の関連文化財等との有機的ネットワークを構築するための動線を整備し、来訪者が隣接する古墳群等を巡り、学習しやすい環境整備に努める。

第3節 整備の方法（地区別）

1. 墳丘地区の整備の方法

<地区の整備方針>

これまでの護岸整備により墳丘一段目裾の侵食防止対策が完了した。今後は二段目以降を対象に遺構の保存環境を維持・改善していくとともに、墳丘形態が良好に遺存する本史跡の特徴を活かし、築山古墳が有する価値の顕在化を図る。

<保存を目的とした整備>

- 墳丘上に生育する樹木や地被類は、雨水による表土の流出防止に役立っていることから、今後も存置していく。ただし、根の伸長により遺構の保存に影響を及ぼしているもの、倒木の恐れがあるなどの危険木は伐採する。これら樹木の取扱いを示した樹木管理計画を策定する。
- 既存の削平箇所での流亡が進行する恐れが生じた場合は、復旧を行う。

<活用を目的とした整備>

- 墳丘上に生育している樹木を一部伐採・剪定して、部分的に墳丘形態が外堤および指定地周辺から理解できるようにする（樹木管理計画策定後）。

2. 周濠地区の整備の方法

<地区の整備方針>

これまでの護岸整備により濠底に堆積した泥土の除去が完了している。築造当時と比べて水位が上昇しているものの、当面は灌漑用溜池として利用していくことから、維持管理に必要な施設を兼ね備えた上で必要な水量を確保する。また、水面に映り込む墳丘の倒景は、築山古墳において象徴的なものであり、周辺からの土砂流入防止や滞水防止等の水質改善により良好な水景観を維持する。

<保存を目的とした整備>

- 計画対象範囲に降った雨水を積極的に濠へ流入させるなど、流入した余分な水量を余水吐から排水することで水の循環を促す。

3. 外堤地区の整備の方法

<地区の整備方針>

これまでの護岸整備により外堤裾の侵食防止対策が完了した。今後は墳丘形態や規模、発掘調査により検出した出島状遺構等を解説するサイン、周遊可能な園路やベンチといった史跡公園としての公開に必要な整備を中心に行う。また、隣接する県営馬見丘陵公園や竹取公園との有機的な連携を図る上で必要な諸施設の整備を行う。

<活用を目的とした整備>

- 南西隅（竹取公園側）を史跡公園の正面入口と位置づけ、周濠の近くに広場を設け総合案内板を配置し、史跡内や周辺関連施設の案内を行う。
- 馬見丘陵公園との一体的な利用を図るため、北側に公園間を繋ぐ通路を設ける。
- 計画地内に駐車場と便所は設けず、奈良県の理解と協力を得て馬見丘陵公園および竹取公園

内にある施設を案内し、一体的に利用する。来訪者には施設位置をホームページや総合案内板等にて周知する。

- 巢山古墳が有する価値について小学生が理解できる解説施設を設置する。
- 説明板等はソフトと連携し、出土遺物の説明や、整備方法（フトンカゴ工法等）が理解できるよう文化財整備の周知にも努める。
- 水面への転落防止措置やバリアフリー化といった来訪者の安心・安全を確保する。
- 風致景観を維持していくため、樹木の剪定や間伐を行う。特に隣接する馬見丘陵公園側からの眺望を確保するために伐採等を行う。
- 休憩しながら古墳を眺められるようベンチ等休憩施設を設ける。

4. 史跡隣接地との協力・連携、ソフトの整備

【ハード（既存施設の活用）】

<ガイダンス機能>

- 現地に説明板を設置する他、埴輪や喪船（復元模型）を展示している広陵町文化財保存センターとの連携はもとより、隣接する馬見丘陵公園の公園館での巢山古墳の情報発信・案内等の協力を得る。

<トイレ等便益施設>

- 計画地内に駐車場と便所は設けず、奈良県の理解と協力を得て馬見丘陵公園および竹取公園内にある施設を案内することで補完する。来訪者には施設位置をホームページや総合案内板等にて周知する。

【ソフト】

- 巢山古墳VR映像等を作成し、地域の歴史学習機会を設ける。

墳丘地区

これまでの護岸整備により墳丘一段目裾の侵食防止対策が完了した。今後は二段目以降を対象に遺構の保存環境を維持・改善していくとともに、墳丘形態が良好に遺存する本史跡の特徴を活かし果山古墳が有する価値の顕在化を図る。

<保存を目的とした整備>

- 墳丘上に生育する樹木や地被類は、雨水による表土の流出防止に役立っていることから、今後も存置していく。ただし、根の伸長により遺構の保存に影響及ぼしているもの、倒木の恐れがあるなどの危険木は伐採する。これら樹木の取扱いを示した樹木管理計画を策定する。

<活用を目的とした整備>

- 墳丘上に生育している樹木を一部伐採・剪定して、部分的に墳丘形態が外堤部および指定地周辺から理解できるようにする（樹木管理計画策定後）。

周濠地区

これまでの護岸整備により濠底に堆積した土砂の除去が完了している。築造当時と比べて水位が上昇しているものの、当面は灌漑用溜池として利用していくことから、維持管理に必要な施設を兼ね備えた上で必要な水量を確保する。また、水面に映り込む墳丘の倒景は、果山古墳において象徴的なものであり、周辺からの土砂流入防止や滞水防止等の水質改善により良好な水景観を維持する。

<保存を目的とした整備>

- 計画対象範囲に降った雨水を積極的に濠へ流入させるなど、流入した余分な水量を余水吐から排水することで水の循環を促す。

外堤地区

これまでの護岸整備により外堤裾の侵食防止対策が完了した。今後は墳丘形態や規模、発掘調査により検出した出島状遺構等を解説するサイン、周遊可能な園路やベンチといった史跡公園としての公開に必要な整備を中心に行う。また、隣接する県営馬見丘陵公園や竹取公園との有機的な連携を図る上で必要な諸施設の整備を行う。

<活用を目的とした整備>

- 南西隅（竹取公園側）を史跡公園の正面入口と位置づけ、周濠の近くに広場を設け総合案内板を配置し、史跡内や周辺関連施設の案内も行う。
- 馬見丘陵公園との一体的な利用を図るため、北側に公園間を繋ぐ出入口を設ける。
- 計画地内に駐車場と便所は設けず、奈良県の理解と協力を得て馬見丘陵公園および竹取公園内にある施設を一体的に利用する。来訪者には施設位置をホームページや総合案内板等にて周知する。
- 果山古墳が有する価値について小学生が理解できる解説施設を設置する。
- 説明板等はソフトと連携し、出土遺物の説明や、整備方法（フロンカゴ工法等）が理解できるよう文化財整備の周知にも努める。
- 水面への転落防止措置やバリアフリー化といった来訪者の安心・安全を確保する。
- 風致景観を維持していくため、樹木の剪定や間伐を行う。特に隣接する馬見丘陵公園側からの眺望を確保するために伐採等を行う。
- 休憩しながら古墳を眺められるようベンチ等休憩施設を設ける。

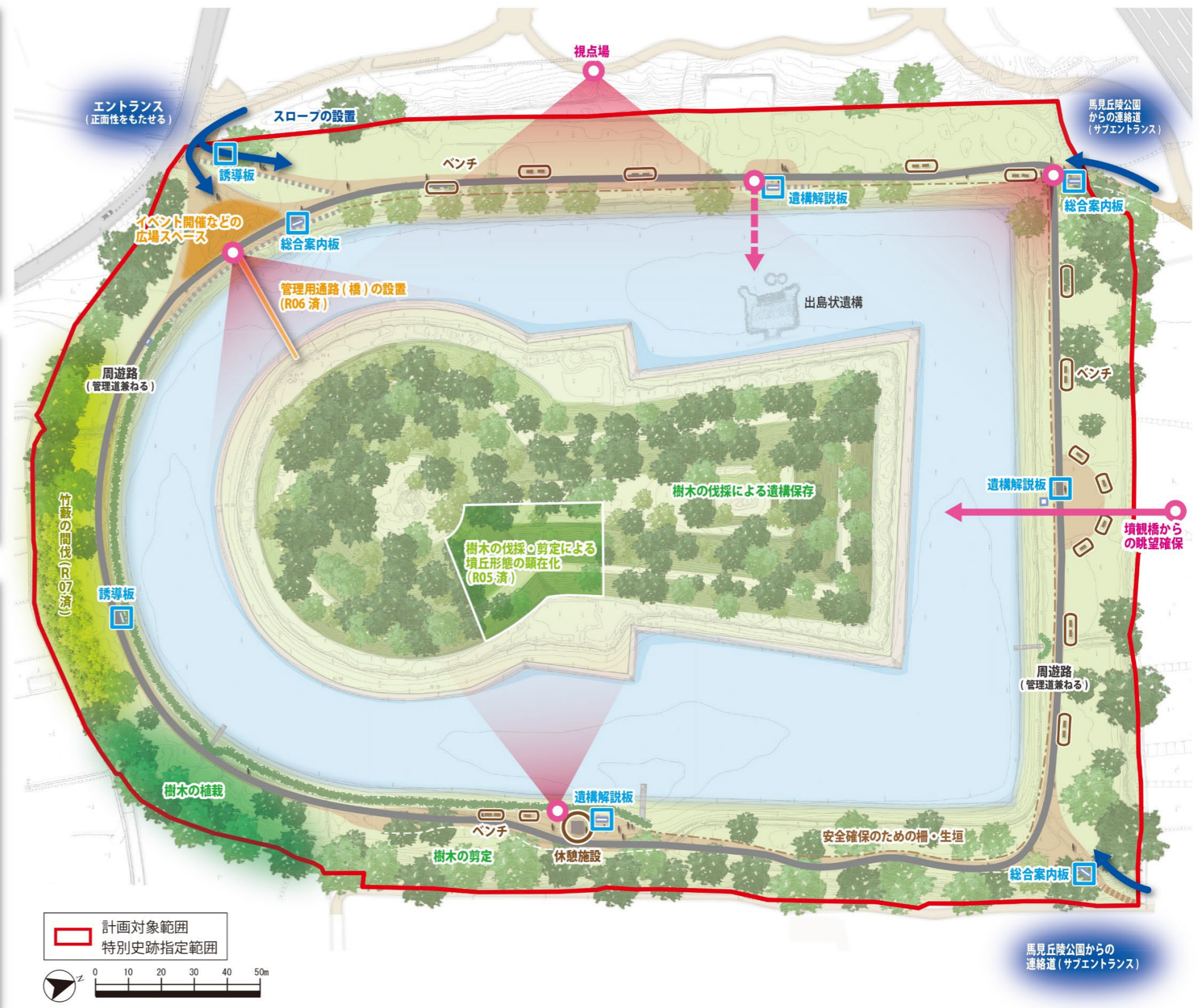


図10-2 整備概念図

第11章 運営・体制

第1節 運営・体制の課題

緊急保存措置の実施期間中は、安全確保の観点から史跡指定範囲への立ち入りを制限しているため、墳丘を間近に見学することができない状態が続いている。このような状況においても、管理団体である広陵町は特別史跡としての風致の維持に努めてきた。

外堤の草刈りはシルバー人材センターに年3回依頼し、墳丘部分は広陵古文化会の理解と協力を得て、年8回程度の草刈りや倒木処理を実施している。整備事業では活用上必要な施設を整備・設置していくことから、これまで以上の管理項目や水準、頻度が求められる。史跡公園として供用開始後も広陵町担当課が主体となり、町民に対して清掃活動を呼びかけ、指定地を良好に維持していく必要がある。

第2節 運営・体制の基本方針

巢山古墳の適切な保存管理及び整備活用のため、管理団体である広陵町、国・県等の関係機関、地域住民、各種団体、専門家等と連携する運営体制の充実・強化を図る。また同じ地域の歴史を共有する近隣市町村とも連携を図りながら、巢山古墳の一体的な保存・活用・整備を推進していく。

第3節 運営・体制の方法

<運営・体制整備>

日常的な維持管理については、管理団体である広陵町（事業事務担当：教育委員会事務局生涯学習課）が担当している。現体制を当面維持し、史跡としての保存・活用・公開の運営体制についても、生涯学習課が行っているが、今後の実施計画推進に対し、現行体制を再検討する必要がある。従前は、保存に業務の比重が大きかったが、今後活用や管理などの事業を効果的に展開していくために、適正な体制整備に努める。

<町内各組織間の連携>

史跡整備事業の推進にあたっては、文化財部局である教育委員会事務局生涯学習課のみならず、企画総務部総合政策課・デジタル推進室、地域振興部産業総合支援課、住民環境部環境政策課と連携し、史跡の保存・活用に関わる庁内連携体制の強化に努める。また文化財保護に関して国・県等の関連機関との連携を図り、適宜指導・助言を受ける。

<保存活用のための調査研究体制の確立>

巢山古墳に関する調査研究及び保存・活用・整備を適切かつ効果的に進めるためには、継続的な調査研究が不可欠である。そのために大学等の高等教育機関や研究機関、学識経験者や専門家の協力・支援を得られるように組織的・人的ネットワークの充実・強化を図る。

<地域住民・関連組織等との協働・連携>

巢山古墳の保存活用については、周辺の地域住民をはじめとして、広陵町文化財ガイド（ボランティア）、広陵古文化会等の各種団体等との参加協力を推進する。特に地域住民等にとって身近な文化財としてふれあえるように、運営管理等への参加など官民協働の保存活用に向けての取組を行う。また、周濠部分（ため池）の所有者・管理者との連絡・連携も密に行い、保存管理の徹底を図る。

<運営・体制の確立>

教育委員会事務局生涯学習課には実質2名の文化財担当者を配置している。今後は巢山古墳の公開に伴い、多方面での活用を行う必要があることから、保存管理を含めて事業を適切に推進していくための適切な人員配置と体制の充実に向けて取り組む。

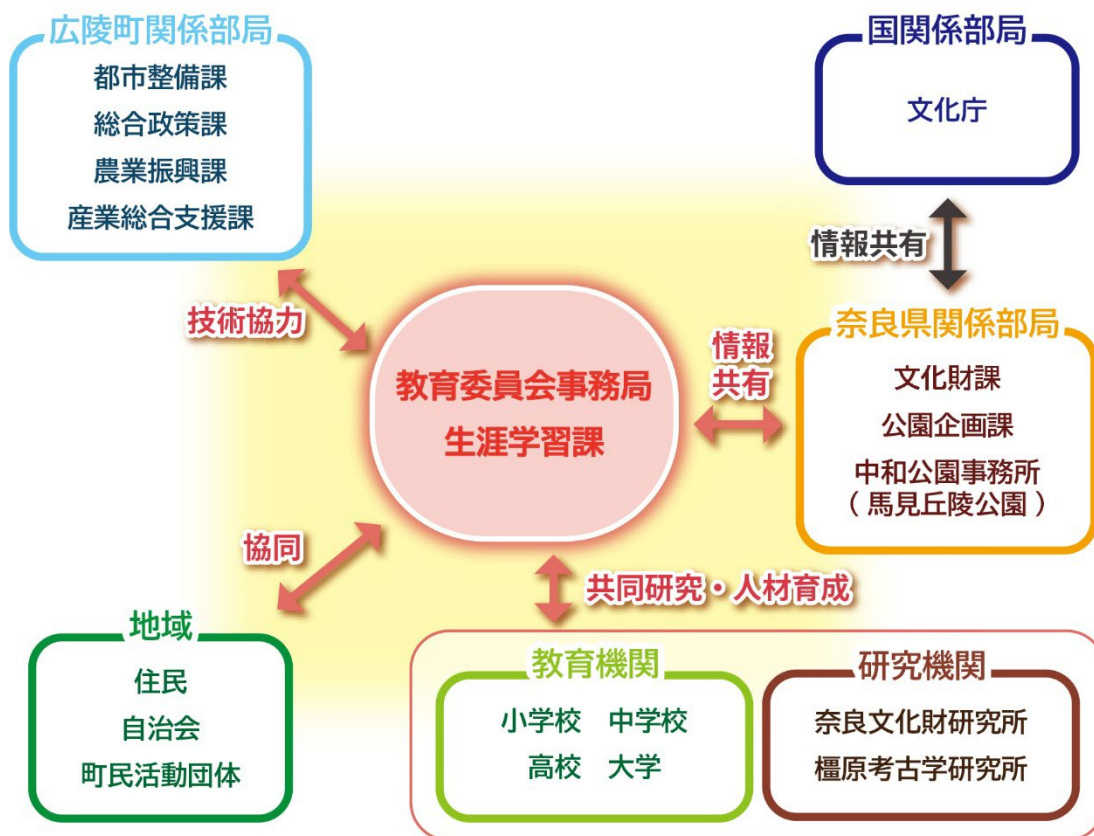


図11-1 体制・連携のイメージ

第12章 実施計画

実施計画は本保存活用計画の計画期間である10箇年の実施を示している。このうち、活用のための整備は早期に実施し、供用することを最優先する。供用後は、保存管理に重点を置き、活用にかかわるソフト等を充実するものとする。

表12-1 特別史跡嵯山古墳の実施計画表

		令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)	
調査・研究	調査	植生調査(墳丘・外堤)	→									
		生態系調査(水生生物、昆虫、鳥類、動物)	→									
	研究	発掘調査報告(周辺遺跡他との考古学的検討)	→									
保存管理		現状変更等の許可	<随時対応>									
		日常の維持管理	→									
		樹木管理計画の策定		→								
		樹木・植栽の維持管理			→							
		保存施設(史跡説明板、境界標)の設置	→									
		アシ池(周濠)の防災情報等の周知	→									
		害虫等対策	→	・スズメバチ・マムシ								
		毀損及び衰亡の状態からの復旧	<随時対応>									
活用	公開・ソフト面の施策	墳丘部の限定公開	→									
		出土遺物の公開	・馬見丘陵公園館での公開を調整、歴史資料館の検討 →									
		小中学校への出前授業、教材シートの開発	→									
		HP・SNSによる史跡情報の発信	→									
		史跡ガイドの育成、講演会やワークショップ等の開催	→									
		史跡解説パンフレットのデジタル化	→									
整備	(活用のため)	園路整備	→									
		雨水排水施設整備	→									
		案内・解説施設整備	→									
		管理施設整備	→									
		修景・植栽整備	→									
体制・運営・連携	連携	体制整備	・保存体制の検討 →									
		ため池所有管理者との連携	→									
		国・奈良県との連携	・密な情報共有 →									
		地域住民や活動団体との連携	・継続可能な連携方法の検討 →									
		様々な施策における関係機関との連携	→									

第13章 経過観察

特別史跡巢山古墳の保存管理、公開活用、整備、管理運営等についての経過観察（モニタリング）の内容を以下に示す。これらについては保存活用計画の計画期間中（おおむね10箇年）に少なくとも取組中（計画中）となることを想定している。

表13-1 特別史跡巢山古墳の保存活用・整備事業チェックシート

特別史跡巢山古墳保存活用・整備事業チェックシート					
日時	令和 年 月 日	記入者			
項目	実施例	取り組み状況			
		未取組	計画中	済	備考(現状・成果等)
基本情報	境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	説明板は設置されているか	1	2	3	
保存管理	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	災害対策は十分されているか	1	2	3	
	日常的な管理はされているか	1	2	3	
	史跡周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
公開活用	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	公開が適切に行われているか	1	2	3	
	史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	学校教育・社会教育・文化活動に活用されているか	1	2	3	
	まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	関係団体・関連施設との連携・ネットワークは図られているか	1	2	3	
	文化的観光資源として活用がされているか	1	2	3	
	様々な媒体による情報発信がなされているか	1	2	3	
	ユニバーサル対応はなされているか	1	2	3	
整備	整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
管理運営	運営については適切に行われているか	1	2	3	
	地域住民・団体等との連携は十分か	1	2	3	
	町内関係部署・関連組織との連携は十分か	1	2	3	
予算	予算確保のための取組はあるか	1	2	3	